**平成２５年（フ）第３９５号**
大阪府枚方市春日元町１丁目31番35号
債務者　中山　三千
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４２２号**
大阪市住吉区住吉１丁目１番３―309号
債務者　齊藤貴美子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第７号**
熊本県水俣市丸島町１丁目８番８号
債務者　園田みさえ（旧姓大崎）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２５年（フ）第１１号**
沖縄県中頭郡北谷町字砂辺357番地　照屋アパート203
債務者　仲村　秀子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２５年（フ）第１８号**
横浜市神奈川区三ツ沢中町29番２―102号
債務者　飯田由美子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１６５号**
横浜市磯子区田中１丁目10番３号
債務者　直野　孝子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３４号**
静岡県藤枝市青葉町１丁目７番３号
債務者　森田　峰雄
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第５１号**
静岡市葵区松野1180番地の１
債務者　松永　貞子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第５２号**
静岡県藤枝市時ケ谷1710番地
債務者　篠崎　勉
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第７２号**
横浜市港北区篠原町974番地の１　篠原コーポラスＢ―308号
債務者　篠原　理
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止

**平成２２年（フ）第４３１号**
千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地862
破産者　株式会社共同エンタープライズ
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２４年（フ）第３０８号**
千葉県四街道市大日307番地24　コーポ壱番館103
破産者　吉川　良
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第６５６３号**
神奈川県横浜市中区山下町12―２―1012、開始決定時の住所東京都中央区日本橋本町３丁目４―５　甘糟ビルディング３Ｆ
破産者　佐藤　清
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１３６３８号**
東京都江東区亀戸１丁目38番５号202
破産者　株式会社プロンテイソーイング
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１３６３９号**
東京都杉並区上荻３丁目29―９―602
破産者　高野　照夫
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１９７号**
群馬県高崎市倉賀野町1879番地
破産者　笠原建設株式会社
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２４年（フ）第２２３号**
群馬県高崎市新後閑町４番２号
破産者　株式会社ロマックス
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部